

5 (法以外の非農家分家) 条例第3条第5号 (法第34条第12号)

事前相談時	家系図	様式なし。			
	戸籍謄本	分家の戸籍謄本。コピー可。			
	分家予定地の土地登記簿謄本	法務局発行のもの。昭和 45 年以前から土地を所有していることがわかるもの。コピー可。			
	所有地一覧	本家、分家の土地の名寄帳と公図及び案内図。			
			照会	許可	
				43 条	29 条
必ず必要となる書類	分家予定地の案内図	白図（1/2500）を原則とし、申請地を赤枠で明示。	○	○	
	分家予定地の公図	法務局発行のもの。申請地を赤枠で明示。転記した場合は閲覧日、転記した者及び転記場所を明記する。	㊟	○	
	分家予定地の土地登記簿謄本	法務局発行のもの。昭和 45 年以前から土地を所有していることがわかるもの。	㊟	○	
	分家予定地の配置図、現況図	接する道路と幅員、地盤高、敷地面積を明示。照会申請時はプラン可。	○	○	○
	分家予定地の建築物の平面図、立面図	照会申請時はプラン可。	○	○	○
	理由書	住宅を新たに必要とするやむを得ない理由（様式はなし）。	○		
	家系図	様式なし。	○	○	○
	戸籍謄本	本家、分家の戸籍謄本。	㊟	○	○
	所有地一覧	本家、分家の土地の名寄帳と公図及び案内図。	○	○	
	無資産証明	同居する予定の者全員。	○		
	証明書	申請者の居住状況を証明するもの（アパートの賃貸契約書、社宅の入居申請書等）。	㊟		
	住民票	同居する予定の者全員（マイナンバーの記載がないもの）。	○		
	下水道施設台帳図平面図	下水道の許可が可能かどうかの確認。	○		
	誓約書、印鑑証明書	誓約書は実印。		○	○
	委任状	代理人に手続きを依頼した場合。		○	
該当する場合 必要となる書類	贈与証書	本家が分家に贈与する場合。	㊟	㊟	㊟
	土地使用貸借契約書	本家の土地を分家が使用する場合。	㊟	㊟	㊟
	農地法許可書等写し	申請地が既に農地転用の許可を受けているとき。		㊟	㊟
	その他市長が必要と判断した書類		○	○	○
開発許可申請添付図書		開発行為等申請の手引による			

※次世代分家の場合は本家を分家に、分家を次世代分家に読み替えるものとする。